

知っていますか？日本の北方領土

—北方領土は日本固有の領土です—



北方領土返還要求運動の
シンボルの花「千島桜」

○ 日本とロシアとの間には、第二次世界大戦の終了後77年が経過した今も未解決の領土問題—これを私たちは「**北方領土問題**」と呼んでいます—が存在しています。私たちが「北方領土」と呼んでいるのは、北海道本島の北東に近接する四つの島々、**歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島**の「**北方四島**」です。

○ 北方四島は、日本国民が父祖伝来の地として受け継いできたもので、いまだかつて一度も外国の領土となったことがない日本固有の領土です。**1855年の日魯通好条約**により、当時、択捉島とウルップ島の間に自然に形成されていた国境線が法的に画定され、北方四島は日本の領土として平和裏に確定されました。しかし、第二次世界大戦末期の**1945年**8月9日、ソ連は、当時まだ有効であった日ソ中立条約を無視して対日参戦し、8月14日に日本がポツダム宣言を受諾し降伏の意図を明確に表明した後の8月28日から9月5日までの間に、北方四島の全てを不法に占領してしまいました。当時、これらの島々には約1万7千人の日本人が暮らしていましたが、**1948年**までに日本人島民全員がソ連により強制的に退去させられました。

○ **1951年**、日本は、連合国48カ国と**サンフランシスコ平和条約**に署名しましたが、ソ連は同条約への署名を拒否しました。このため、日本とソ連との間で個別の平和条約を結ぶための交渉が始まりましたが、平和条約に含まれるべき重要な問題である領土問題が未解決のため、現在も、日本とロシアとの間では平和条約が締結されておらず、北方四島はロシアによって不法に占拠されたままとなっています。

○ 私たちは、日本固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決することにより平和条約を締結し、日本にとって重要な隣国であるロシアとの間に真の相互理解に基づく安定的な関係を確立することを願っています。



■北方領土の位置、面積

	面積(km ²)	北海道本島からの距離(km)	1945年当時の人口
歯舞群島 (はばまいぐんとう)	94.8	(貝殻島までの距離)3.7	5,281
色丹島 (しこたんとう)	250.6	73.3	1,038
国後島 (くなしりとう)	1,489.9	16.0	7,364
択捉島 (えとろふとう)	3,167.8	144.5	3,608
合 計	5,003.1	—	17,291

※面積は「令和5年全国都道府県市区町村別面積調」による。

※距離は、根室半島・納沙布岬(国後島は野付半島)からのもの。

北方四島は、北海道本島の北東に隣接して位置しており、一番近い歯舞群島の貝殻島は根室の納沙布岬から3.7kmしか離れていません。

四島を合わせた総面積は約5,003km²で福岡県(4,987km²)や千葉県(5,156km²)の面積に相当します。

納沙布岬上空から見た歯舞群島

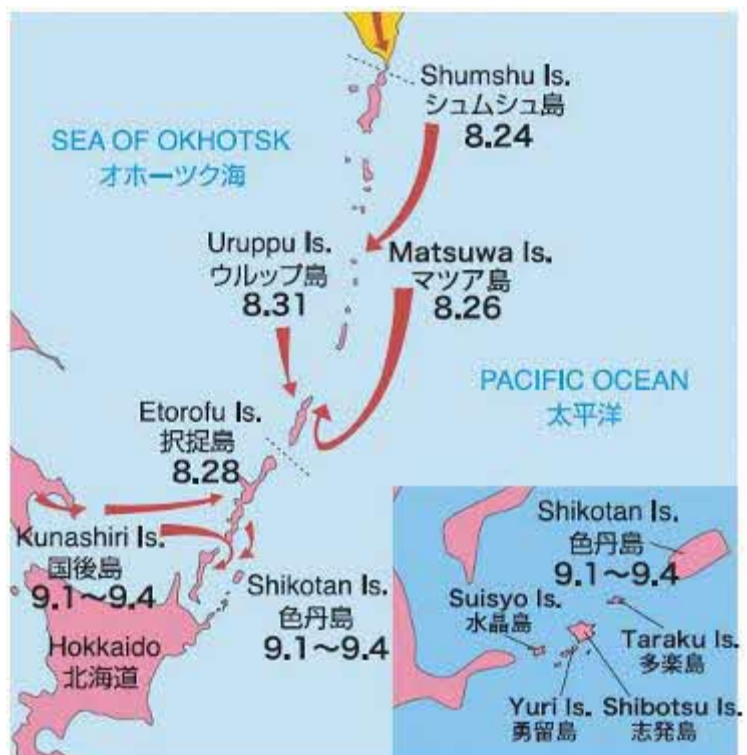


■北方四島の帰属を巡る歴史

- (1) 日本は、ロシアより早く北方四島（歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島）の存在を知り、多くの日本人がこの地域に渡航するとともに、徐々にこれらの島々の統治を確立しました。**1798年**には幕府の役人が択捉島に「大日本恵登呂府」と書いた標柱を建て、日本の領土であることを示しました。また、ロシアの勢力が択捉島の北隣のウルップ島より南にまで及んだことは一度もありませんでした。
- (2) **1855年**に日本とロシアの間で平和的、友好的な形で調印された**日魯通好条約**（下田条約）は、当時自然に成立していた択捉島とウルップ島の間の国境をそのまま確認するものでした。それ以降も、北方四島が他国の領土となったことは一度もありません。なお、同条約において、樺太については国境を設けず、両国民の混住の地とすることが定められました。
- (3) **1875年**、日本はロシアと**樺太千島交換条約**を結び、ロシアから千島列島を譲り受けるかわりに、ロシアに対して樺太全島を放棄しました。同条約では、千島列島に属する18の島名を列挙していますが、北方四島は其中に含まれていません。これは、日本固有の領土である北方四島が、当時すでに千島列島とは明確に区別されていたことを物語っています。
- (4) **1905年**、日露戦争を終結するために結ばれた**ポーツマス条約**により、北緯50度以南の南樺太が日本の領土となりました。
- (5) 第二次世界大戦末期の**1945年**8月9日、ソ連は、当時まだ有効であった日ソ中立条約を無視して対日参戦しました。8月14日に日本がポツダム宣言を受諾し降伏の意図を明確に表明した後も攻撃を続け、8月28日から9月5日までの間に北方四島の全てを占領してしまいました。
- (6) 終戦当時、北方四島には約1万7千人の日本人が居住していましたが、ソ連軍の占領により、約半数の方は自ら脱出し、その他の方も**1948年**までに全員が北方四島から強制退去させられました。四島を追われた島民の8割は北海道本島に居住しました。
- (7) **1951年のサンフランシスコ平和条約**で、日本は千島列島を放棄しましたが、そもそも北方四島は千島列島の中に含まれません。また、ソ連は、この条約には署名しておらず、同条約上の権利を主張することはできません。なお、サンフランシスコ平和条約の起草国であるアメリカは、北方四島は常に固有の日本領土の一部をなしてきたものであり、かつ、正当に日本の主権下にあるものとして認められなければならない旨の公式見解を明らかにして、日本の立場を支持しています。

●1945年ソ連軍による北方領土の占領

ソ連軍は、8月18日より千島列島への侵攻を開始し、同31日までに千島列島の南端であるウルップ島の占領を完了しました。これとは別に樺太から進撃したソ連軍は、同28日に択捉島、9月1日から4日の間に国後島、色丹島及び歯舞群島に上陸し、遅くとも9月5日までに北方四島の全てを占領してしまいました。



戦前の北方領土の様子（国後島・賑やかな頃の前釜布市街と湾）

●日本とロシアの国境線の取り決め

1855年 日魯通好条約



1875年 樺太千島交換条約



1905年 ポーツマス条約



1951年 サンフランシスコ平和条約



■日ソ・日露の北方領土問題を巡る交渉の経緯

- (1) **1956年**10月、日ソ間の戦争状態を終結させ、外交・領事関係を回復させる「**日ソ共同宣言**」が署名され、日本とソ連は両国間で正常な外交関係が回復された後、平和条約の締結に関する交渉を続けることに同意するとともに、ソ連は歯舞群島及び色丹島を平和条約が締結された後に日本に引き渡すことに同意しました。
- (2) **1993年**10月、細川総理とエリツィン大統領が署名した「**東京宣言**」は、(イ) 北方四島の島名を列挙して、領土問題は其の帰属に関する問題であると位置付け、(ロ) 領土問題を歴史的・法的事実に立脚し、両国の間で合意の上作成された諸文書及び法と正義の原則を基礎として解決するとの明確な交渉指針を示しました。
- (3) **2001年**3月、森総理とプーチン大統領が署名した「**イルクーツク声明**」は、56年の「日ソ共同宣言」が平和条約締結に関する交渉プロセスの出発点を設定した基本的な法的文書であることを確認し、その上で、93年の「東京宣言」に基づき、北方四島の帰属に関する問題を解決することにより平和条約を締結すべきことを再確認しました。
- (4) **2003年**1月、小泉総理とプーチン大統領が採択した「**日露行動計画**」は、北方四島の帰属問題を解決することにより平和条約を可能な限り早期に締結し、両国関係を完全に正常化すべきという決意を確認するとともに、日露間の幅広い分野での協力の方向性を取りまとめました。
- (5) **2013年**4月、ロシアでの日露首脳会談で、安倍総理とプーチン大統領は、戦後67年を経て日露間で平和条約が存在しないことは異常であるとの認識を共有しました。
- (6) **2016年**12月、山口県長門市及び東京での日露首脳会談で、安倍総理とプーチン大統領は、北方四島における共同経済活動に関する協議の開始、元島民の方々による墓参等に関する制度改善の迅速な検討などで合意しました。
- (7) **2018年**11月、シンガポールでの日露首脳会談で、安倍総理とプーチン大統領は、「1956年の日ソ共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速させる」ことで合意しました。
- (8) **2019年**6月、大阪での日露首脳会談で、安倍総理とプーチン大統領は、1956年共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速させるとの決意の下、引き続き交渉を進めていくことで一致しました。
- (9) **2021年**10月、日露首脳電話会談において、岸田総理とプーチン大統領は、2018年のシンガポールでの合意を含め、これまでの両国間の諸合意を踏まえて、しっかりと平和条約交渉に取り組んでいくことを確認しました。

● 2022年2月、ロシアによるウクライナ侵略の開始

● **2022年**3月、ロシア政府は、「平和条約交渉を継続しない、自由訪問及び四島交流を中止する、北方四島における共同経済活動に関する対話から離脱する」などの措置を一方的に発表

● **2022年**9月、ロシア政府は、自由訪問及び四島交流に係る合意の効力を停止するとの政府令を発表

日本政府として、ロシア側に強く抗議するとともに、即時に侵略を停止するよう強く求めてきています。

■北方領土返還要求運動

日本政府は、北方領土問題に対する国民の関心と理解を更に深め、全国的な北方領土返還要求運動の一層の推進を図るため、**2月7日**を「**北方領土の日**」と定めています。北海道では、この「北方領土の日」を中心とした1か月間と8月を特別啓発期間として、重点的な啓発活動を展開しています。

また、1965年から始められた「北方領土返還要求署名」については、全国各地の関係団体などが積極的に署名活動に取り組んでおり、2023年3月時点での総署名数は9,330万人を超えています。



さっぽろ雪まつり会場での署名活動

■日本国民の北方領土訪問及び日本国民と北方四島在住ロシア人との交流

日本国民がロシアの発給する査証（ビザ）を取得して北方四島に入域することは、ロシアの北方領土に対する管轄権を前提とした行為、または、ロシアの管轄権に服した行為に当たり、日本の法的立場を害するおそれがあります。このため日本政府は、北方領土問題の解決までの間、このような北方領土への入域を行わないよう要請しています。

その特例として、日露双方の領土問題に関する法的立場を害さないという前提の下で、日露両国間で設定された次の3つの枠組みにより、日本国民の北方領土訪問や日本国民と北方四島在住ロシア人との交流が行われています。

(1) 北方墓参

人道的見地から、北方領土の墓地等に埋葬、納骨されている物故者の親族を対象に行われている身分証明書のみによる墓参事業で、1964年から北海道が北方四島の計52カ所の墓地で実施しています。

(2) 四島交流

北方領土問題が解決されるまでの間、相互理解の増進を図り、領土問題の解決に寄与することを目的として行われている旅券・査証なしによる日本国民と北方四島在住ロシア人との相互訪問事業で、1992年から事業実施団体が実施しています。



北方四島への訪問
(国後島での青少年住民交流)

(3) 自由訪問

人道的見地から、元島民及びその家族を対象に行われている最大限簡素化された手続による北方四島への訪問事業で、1999年から国の支援を受けて元島民団体が実施しています。

※ 2020年、2021年は新型コロナ、2022年はロシアによるウクライナ侵略の影響により四島交流等事業は実施できていません。道では、2022年、元島民の皆様の「せめて四島の近くで慰霊をしたい」という切実な思いに寄り添うため、千島連盟とともに「洋上慰霊」を実施したほか、国に対し事業の早期再開を求めています。日本政府は「北方墓参を始めとした事業の再開は、今後の日露関係の中でも最優先事項の一つである」としています。

道では、ロシアに不法占拠されている北方四島の一日も早い返還に向け、北方領土問題を解決して平和条約を締結するという政府の方針を支え、後押しとなるよう取り組んでいます。



●お問い合わせ

北海道総務部北方領土対策本部

〒060-8588札幌市中央区北3条西6丁目 TEL. 011-204-5069

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/hrt/index.htm>

択捉島・散布山